

第3章

生活排水処理基本計画



✓ 港区の下水道普及率は 100%

区の下水道普及率は 100% であり、区内から発生するし尿及び生活雑排水（＝「生活排水」）のほぼ全量が、公共下水道により処理されています。家庭及び事業所等で発生する生活排水のうち、公共下水道により処理されないものを本計画の対象とします。

公共下水道により処理される生活排水以外で区内の家庭から発生する浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業者が収集しています。収集した浄化槽汚泥は、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）へ搬入し、固形分を取り除くとともに脱水をした後、下水道排出基準以下になるまで希釈して、下水道に投入されています。

また、処理中に取り除いた固形分（＝「しさ」）は東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で焼却され、浮上した固形分（＝「ふさ」）は中央防波堤外側埋立処分場で埋立処分されています。

さらに、事業活動に伴って排出される、仮設便所のし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥、浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業者が収集し、民間の処理施設において一般廃棄物処分業者により処理されています。

なお、し尿混じりのビルピット汚泥については、もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、区が承認したものに限り、品川清掃作業所で処理しています。

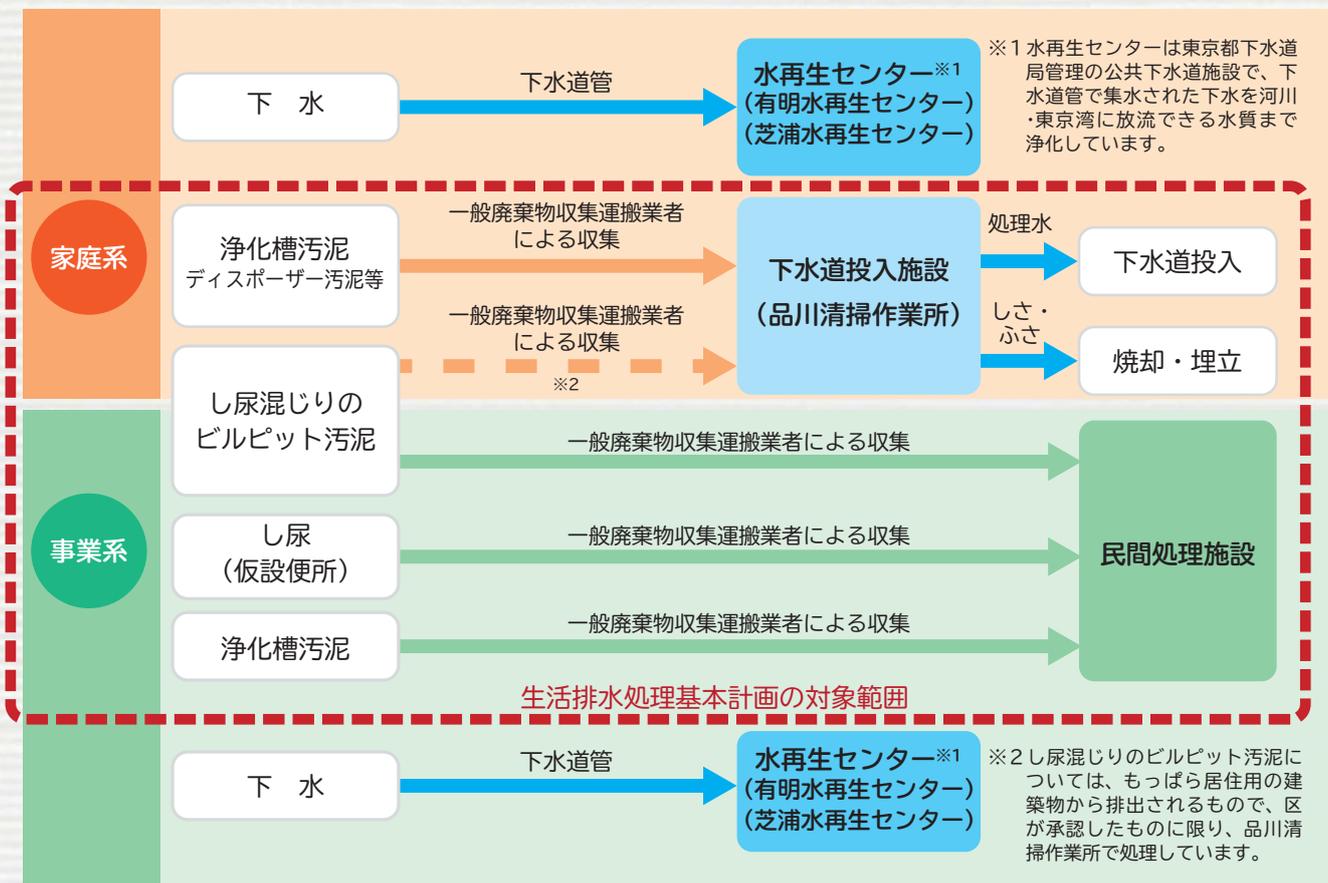


図 3-1 生活排水処理の流れ

区では、公共下水道では処理されない家庭及び事業所等から発生するし尿・汚泥等について、引き続き、一般廃棄物収集運搬業者の収集により、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設や民間処理施設等で処理を行います。

✓ 収集・運搬及び処分計画

家庭で発生する浄化槽汚泥は、引き続き、一般廃棄物収集運搬業者により収集し、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）で適切に処理を行います。

また、下水道投入施設の処理工程で生じるし尿・ふさについても、引き続き、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で焼却処理を行い、中央防波堤外側埋立処分場で適正に埋立処分を行います。



東京二十三区清掃一部事務組合品川清掃作業所

✓ 事業者処理責任の徹底

事業活動に伴って排出される仮設便所のし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥、浄化槽汚泥については、今後も事業者の自己処理責任の徹底を促していきます。

港区独自の環境アセスメント

特別区内の公共下水道は、東京都が各地域の下水排出量を予測して整備を行っています。公共下水道の処理能力を超えるような大量の排水が生じた場合は、溢れてしまうことになるため、排出汚水量が 50 m³ / 日以上、敷地面積が 1,000 m²以上、延床面積が 3,000 m²以上のいずれかに該当する建物の建設や増改築を計画する場合には、放流時間帯の調整や排水調整層の設置などについて、事業者と東京都が事前協議を行い、適切な計画に誘導することで、水害から守る取組を行っています。

また、区においても、延床面積 5 万m²以上の建築物の新築事業を対象に、港区環境影響調査実施要綱を定めています。事業及び地域特性を考慮し、環境要素として水・土が選定された場合には、環境調査項目である排水等に関することについて、区民意見や港区環境影響調査審査会等の意見を踏まえて、必要な対策等を計画に盛り込むよう事業者に要請しています。

基礎調査・ごみ排出実態調査の詳細は、
こちらからご覧いただけます。

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）
策定等に係る基礎調査報告書



港区ごみ排出実態調査報告書
（平成30年度）

